

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者	住 所	停止期間
前田建設工業（株） 中国支店	執行役員支店長 伊東 浩弥	広島県広島市中区三川町2 - 10	令和8年10月9日から 令和8年11月8日まで (1箇月)

事 実 概 要	前田建設工業（株）の九州支店社員は、令和元年9月に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の入札において、同社に有利な評価基準を採用する事などを八代市議に働きかけ、その見返りに現金を八代市議らに渡した。 八代市議らがあっせん収賄の疑いで逮捕され、本件事実が明らかになった。
指名停止の理由	「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」 別表 第2第10号 に該当 (不正又は不誠実な行為) 10 別表第1及び全各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であるとみとめられるとき。
備 考	